

# 高齢知的障がい者支援における 成年後見制度の現状と課題

山口 理恵子  
佐々木 勝 一

## 1. はじめに

2000（平成12）年に介護保険制度と同時に施行された成年後見制度は、施行後10年を過ぎて着実に申立件数は増加している。

（表1）申立件数等の推移（各年1月から12月 最高裁判所事務総局家庭局資料 成年後見制度の概況<sup>1)</sup>より）

	申立合計	後見開始	保佐開始	補助開始	後見監督人の選任
H12年度	9,007	7,451	884	621	51
H13年度	11,088	9,297	1,043	645	103
H14年度	15,151	12,746	1,521	737	147
H15年度	17,086	14,462	1,627	805	192
H16年度	17,246	14,532	1,687	784	243
H17年度	20,124	17,022	1,890	925	287
H18年度	32,125	28,887	1,998	889	351
H19年度	24,427	21,151	2,235	916	425
H20年度	26,459	22,532	2,539	947	441

その内容をみると、現在の成年後見制度において最も多い（年平均40%）利用理由は、申立人が本人の子どもであることから高齢に伴う認知症などに伴う意思表示が困難になったためであることが分かる。例えば、直近の2009（平成21）年の1月から12月までの申立人と本人の関係では、申立総数27,397件で、子からの申立が最も多く、10,679件、次いで兄弟姉妹が3,996件、その他親族

3,861件となっている。興味深いのは市町村長からの申立数で、統計が取られた最初の年（2000（平成12）年）では、わずか21件（0.5%）だったのが、2009（平成21）年では2,471件（11%）と増加している。おそらく、成年後見制度において、市町村長申立と兄弟姉妹からの申立の多くが、高齢になった障がい者を対象としたものが多いと推測される。それは、多くの障がい者は、保護者が健在の間はその保護のもとに生活をしているが、保護者の死亡や高齢化に伴い、保護者の喪失や兄弟姉妹に保護義務が求められることになる。特に、知的障がい者の入所施設利用者傾向は他の障がい者に比べ高い傾向がある。そのような背景から、今後は、知的障がい者の生活介護施設（多くが自立支援法以前では入所更生施設）を利用している方で、高齢化に伴い保護者の死亡などで成年後見を利用することになることが増加することは必至である。原則的に、利害相反の見地から利用施設の施設長が施設利用者の後見人になることが出来ないため<sup>2)</sup>、現状では多額な財産管理が必要になる場合等は、弁護士や司法書士に依頼することになっている。しかし、そうではない身上監護、特に医療行為の同意権が成年後見制度に与えられていないために終末医療を含み、施設支援場面においては今後大きな課題となるであろう。

本論では、このような知的障がい者に対して、成年後見制度を施設支援において現在、どのように取り入れられているかを検証し、高齢化が進む入所施設での新たな支援の可能性を考察するものである。

(表2) 2009（平成21年1月～12月）年での申立人と本人の関係（最高裁判所事務総局家庭局資料 成年後見制度の概況より）

本人	1,612
配偶者	2,463
親	1,882
子	10,679
兄弟姉妹	3,996
その他親族	3,861

法定後見人等	163
任意後見人等	367
検察官	4
市区町村長	2,471
総数	27,498

## 2. 知的障がい者入所施設における利用者における高齢化の現状

わが国では、1970年代以降のノーマライゼーションの広がりや1980年代後半からの社会福祉基礎構造改革、そして2003年の支援費制度、2006年の障害者自立支援法により障がい者の地域生活に対する支援が進められてきたとされている。確かに、グループホームやケアホームの増加により施設からの退所者数は増えている。例えば、厚生労働省調査によると、平成17年10月1日から平成18年9月30日までの一年間で全国の5,641人の施設退所者のうち公営住宅に入居は10人にしかすぎない。最も多いのは、1,956人の高齢化に伴い養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどの他施設への転所である。また、「その他」の958人の多くは、グループホームやケアホームへの転所である。つまり、地域生活の場としての一般住宅に退所した人たちは少ないことが分かる。また、他の障がい者の状況と大きく異なるのが、知的障がい者の退所者の43.2%が10年以上という長期の在所期間だということである。所謂「親亡き後の安心の場」として創設された入所施設では、利用者の退所ということは想定されていなかった。しかし、現在では、前述のような施設を取り巻く変化が、高齢となった利用者に大きく影響している。

知的障がい者入所施設における高齢化対応が検討され始めたのは、わが国においては1970年代初頭からである。知的障がい者福祉の全国組織である「日本精神薄弱者愛護協会（現：財団法人 日本知的障害者福祉協会）」が発刊している「愛護」では、創刊以降多く取り上げられた記事は、教育、就労、成人対策であるが、1959（昭和34）年12月30日発行には高齢者施設の必要性を訴え

る論評が記載されている<sup>3)</sup>。次に、保護者団体である「精神薄弱者育成会（現：社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会）」が切望していた精神薄弱者福祉法が法制化され、入所施設の増加が現実化される中でのことである。

滝本は、このような状況について、知的障がい者の高齢化研究は、施設の側が当時の施設実践関係者から自発的に問題提起がなされ独自に展開が図られてきた問題と捉えている<sup>4)</sup>が、実際は、施設入所者の高齢化への危惧と、上述のように保護者の将来への不安が研究を進めたと考えるのが妥当であろう。入所施設が一応整備された1970年代になり、入所者の高齢化が課題となり、取り上げられることになった。ただ、主な内容は知的障害者の高齢化に関する先行研究の多くが、ダウン症候群の人たちの早期高齢化への対応について取り上げていることが特徴である<sup>5)</sup>。

その後、1986（昭和61）年に日本社会福祉事業大学社会事業研究所高齢障害者研究所が『高齢障害者問題研究 障害者施設における中高齢者の処遇に関する研究報告』をまとめている。当時は、障害者施設の統合的利用が検討される前であるが、報告では施設体系の整備として下記のような提言を行っている<sup>6)</sup>。

- ・福祉エリアの構想として、近距離内での施設ネットワークを構築し、利用者に対して普段から他施設への抵抗感を減少させて、

- ・成人障がい者に対する新たな施設処遇体験の検討として、特別養護老人ホームや養護老人ホームなど的高齢者施設との連携の必要性を述べている。これは、障がい者施設利用者的高齢化に伴う心身機能の低下が現状の施設での適応が困難になるためであるが、一方、既存の高齢者施設（特に、特別養護老人ホーム）は、多数の待機人数から居宅からの利用者を優先するために、施設入所からの利用は難しい。

上記の報告から約30年を経た現在、障がい者施設利用者的高齢化は一層進んでおり、その支援は単に介護だけではなく、終末までの生活支援という視点からの検証が必要となっている。

### 3. 知的障がい者に対する支援への検証

2009（平成 21）年の政権交代により廃案による見直しが決まった障害者自立支援法は、自立支援という概念を再考させる機会ともなった。そもそも知的障害者に対する支援については、今日では施設を出ていわゆる地域での自立生活を可能とすることがその目的のようになっている。確かに、これまでのわが国の知的障がい者支援は、家族による支援を基本としてその成長に応じた施設利用を実現することが主体であった。その結果、「親亡き後の支援」として、他の障がい者と比べて入所施設定員数、利用者数が多いことが理解できる。

（表 3）1995 年から 2006 年までの障害者施設定員数と利用者数の推移  
（厚生労働省社会福祉施設の概況より）

	平成 7	12	14	15	16	17	18	対 前 年	
	1995	2000	2002	2003	2004	2005	2006	増減数	増減率
身体障害者更生 援護施設	45509	52780	56622	59178	60920	62308	62818	510	0.8
知的障害者援護 施設	123022	153885	168911	180320	188484	195395	202167	6772	3.5
精神障害者社会 復帰施設	4286	10200	15093	19016	21670	24293	25542	1249	5.1

つまり、知的障がい者に対する支援は、本人への支援だけでなく家族も含み、周囲の環境にも配慮されたものでなければならない。岩田は成年後見制度利用に際して、知的障がい者に対しては、高齢者に見られる老化や疾病等に伴う判断能力の低下といったような高齢に達した後に起こる問題ではなく、若年時に既に発生し、継続的な課題として存在することを指摘し、後見活動に際しては、相応の期間の必要性と、利用者（被後見人）の低下といったような高齢に達した後に起こる問題ではなく、若年時に既に発生し、継続的な課題として存在することを指摘し、後見活動に際しては、相応の期間の必要性と、利用者（被後見人）の生活状況や家族状況の変化、加齢等の関与する健康と障害の質の変化、

社会や制度政策の変貌等の種々の状況に対応し、QOLの確保を目指すことを述べている<sup>7)</sup>。単に、成年後見制度の主たる支援である財産管理・身上監護だけではなく、社会福祉援助に必要な心情的な関わりが不可欠である。中野が知的障がい者に対するソーシャルワークに関して「当事者性」への視点の低さを指摘しているが、成年後見制度を真に知的障がい者に有効な支援策とするためには、ノーマライゼーション思想が「当事者性」と「権利擁護性」への関心を、より喚起する必要性がある<sup>8)</sup>。

#### 4. 事例からの検証

本稿の射程とする高齢知的障がい者が、成年後見という制度を利用し地域生活をおくる際の課題については、本人（被後見人等）の本来の判断能力に対する支援に加え、老化に伴う精神的、身体的機能の低下に対し、現行制度の下で、いかに臨機応変な運用を行っていくかが重要な鍵となることは、すでにこれまで指摘されているとおりである<sup>9)</sup>。ここでは、開業型社会福祉士（合同社会福祉士事務所）による高齢知的障がい者に対する支援の実践事例を紹介し、その援助場面における運用面の課題を視点とし、検証していくこととする。なお事例を紹介するにあたってはプライバシー保護の観点から論旨を損なわない程度の変更を加えており実際の事例とは異なることを付記しておく。

##### <事例1 在宅高齢知的障がい者が家族の死亡により単身となった例>

本人の状況：A氏（男性） 70歳 単身 療育手帳 B2 要介護度 3

申立て状況：市長申立て 後見類型

収入/月：年金5万程度、保護費2万円弱、作業所工賃2千円程度

（生活状況・申立てまでの経緯）

作業所が服薬管理を行っている。また居所近隣に作業所職員が在住のため見守り等を行っている。通院同行や郵便物の管理は知人が行っている。過去に訪問販売によって高額の健康食品を購入した経緯があり、社会福祉協議会がクー

リングオフにより解約している。同居していた母親が死亡し単身独居となる。知的障害者通所施設を経て小規模作業所へ通所中（週6日）であるが、最近では作業所内でも排泄の失敗が頻繁におこる。また収集癖があり過去にゴミ等をめぐって近隣とのトラブルがあった。母親死亡後、不動産が本人名義となったことから生活保護管轄地の市担当課、高齢者福祉課、社会福祉協議会生活福祉資金課と協議した結果、後見人受任後は長期生活支援金（現：不動産担保型生活資金）<sup>10）</sup>の活用を視野に入れる方向となった。

（福祉サービスの利用状況）

65歳より介護保険適用となり現在、ホームヘルプサービス（作業所帰宅後、及び休日1～1.5時間）、日常生活自立支援事業利用（週1度生活支援員が訪問し日常生活に関わる金銭を手渡している。）

（受任後の状況）

本人も含む関係者（後見人、市担当者、作業所所長、作業所職員、ケアマネジャー、精神科ディケア担当者、近隣知人）による協議の結果、「亡き母の建てた家で暮らしたい」という本人の希望を優先し、ケアプラン及び福祉サービスの見直しを行う。ディサービス週4回、精神科ディケアを週2回利用することとし、帰宅後はホームヘルプサービス導入となる。近隣在住の作業所職員による声かけ、日常生活自立支援事業の利用はこれまで通り行う。現在生活リズムが整いつつある。但し、現時点（2010年8月）ではまだ、後見人が本人の資産・生活状況を十分に把握できていないため、長期生活支援金の活用については保留となっている。また将来発生するニーズとして高齢者サービスのみではなく、障害者分野でのショートステイ等のサービスの導入も検討の余地があるため、後見人より地域生活支援センターへ相談を行っている。

## <事例2：入所高齢知的障がい者の今後の生活の場を検討した例>

本人の状況：B氏（男性） 75歳 単身 療育手帳：B2 要介護度：2

申立て状況：本人申立て 保佐類型

収入/月：年金6万数千円

(生活状況・申立てまでの経緯)

住み込みで一般就労をしていたが会社の倒産を機に30歳で知的障害者更生施設へ入所。親族は弟が精神科医療機関に入院しており、すでに後見人が選任されていた。弟の後見人の親族調査から、本人(兄)の状況が判明。本人申立てにより保佐人が選任された。弟の死後、遺産分割協議となる。保佐人就任後、本人が高齢であること、更生施設の日々の作業が負担になりつつあることから本人と施設職員、保佐人等関係者全員で協議をし、新たな生活の場を検討することとなる。喘息の既往歴があるが、現在は症状が安定している。

(受任後の状況)

本人が入所していた入所更生施設(現:生活介護施設)と同じ法人が近隣にケアホームを設立しており、そこへの入居が協議される。最大の問題は入居に関わる費用(収支)との兼ね合いであった。収入は月6万程度であり、支出はケアホーム、ディサービス、通院費等合計で約7万円となるため、毎月の収支では若干の赤字が生じることとなる。施設の入所期間が長かったため、貯金額は多く1,000万程度ある。今後の生活を考える際、同じ法人内である施設の方が職員同士の情報共有や連携がとれるため、今から他の施設に入所するより、同法人内のケアホームの方が本人にとっては生活環境面から適しているのではないかという結論に至る。預金を減らしていく生活になることについて最終判断は家庭裁判所に任せることとし、保佐人より報告。家庭裁判所より認容され、入居決定となる。

今後は同ホームで残りの人生をゆっくりと過ごしてもらおうという方向となる。日中はディサービスを利用、ケアホームの職員の報告によれば現在生活は落ち着きつつある状況にある。なお本人は、弟の死を契機に自らの死後のことまで考えており、本籍地とは別に現住所に墓を建立することも検討している。

## 5. 考察 (2つの事例を中心に)

成年後見活動の実践場面において、最大の課題は、本人の意思の尊重と後見



人の客観的視点もふまえた上でそれを、本人の保護の必要性とどう整合させていくかという点である<sup>11)</sup>。例として、本人は在宅での生活を希望しているが衰弱状態にあり入院による療養が必要と思われるケースや、家屋の破損状況から修繕しても継続的な居住が難しいケース等がこれに該当する。事例1では、本人が長年在宅生活をおくってきたことから、居宅サービスの利用や近隣住民の見守り・声かけなど、後見人の就任前に支援体制がある程度できており、就任後も自分の家で暮らしたいという本人の意思を尊重することが可能となった。しかし、本人の身体・精神状況によって将来的には、入所、入院の検討も生じてくるものと思われる。その際に緊急的な入院は別としても、居宅で生活したいという本人の意思が変わらなかった際に、その意思をどこまで優先させることが可能なのか、つまり後見人の職責（身上監護）として本人の保護を図るのはどのような方法がよいかという問題が生じることを視野にいれておかねばならない。さらに事例1で注目すべきは、長期生活支援資金の活用を主たる目的として市長申立てに至ったという点である。平成21年度より生活保護受給者が長期生活支援資金を利用するため成年後見制度を利用する必要がある場合は、利用に要する費用を保護費に認定することが可能となった<sup>12)</sup>。しかし、その対象は長期生活支援資金の利用に要する費用に限定され、後見報酬への適用は認められていない。これは長期生活支援資金の利用が可能であれば、生活保護を受けずに生活を営むことが可能になるという意味から、後見報酬を対象としないと解釈されていることによる<sup>13)</sup>。したがって今回のように本人が低所得である場合は、継続して発生する後見報酬についてはたして本人がどこまで負担できるのかという問題が生じる。また現在の体制下で今後同様のケースが発生した場合、居住地の基礎自治体が成年後見制度利用支援事業として報酬まで補助することが可能なのか<sup>14)</sup>、この点については報酬額とともに現時点では未定であり、同事業の制度上の位置づけの課題として再考される必要がある。一方でこれまで、本人をとりまく自発的な支援者により支えられてきた体制が、後見人の就任を契機に地域生活支援センター等、関係機関との関わりが見直され、近隣者等インフォーマルなものも含め支援体制の一定のネットワーク化が

図られた。

成年後見という制度に裏付けられた情報共有によって、本人の意思を尊重した将来に向けての支援体制ができたことの意義は大きいといえるであろう。

事例2は本人の施設での生活を前提に協議を進めている。ここでは、後見人による適切な情報提供とそれに対する本人の理解等（収支が赤字になるという点）をどのように進め、判断するか、つまり障がい者の自己決定の保障としてその意思決定のプロセスに社会福祉という専門性をもって関与しつつ、一方では身上監護に基づく後見人の責務として客観的な保護の観点をどこまで反映させるべきかという課題を示したものといえる。ともすれば、このようなケースの本人の意思決定は「後見人の視点から見て本人のためになる意思決定」を実行する姿勢に依拠している要素が強いといわれる<sup>15)</sup>。最終的には家庭裁判所の判断にゆだねることになったが、本人に対する「最善の利益」の判断の衡量要素として、現入所施設での作業負担の軽減と次の生活施設を検討する上で、後見人の義務である本人の財産管理（この事例では本人の資産を減らしていくという問題）と身上監護（環境の変化が本人に与える影響）を本人も含め関係者で十分に協議した結果に対し、家庭裁判所がそれに認容という判断を下したものであると考えられる。現在、本人は兄弟の死を契機に自分の死後についてまで考えることのできる能力を有している。この点については次の6.の実務上の問題（3）死後事務の問題でも触れるが、本人の自己決定に対して後見人がその法的役割の範囲のもとでどこまでどのような支援を、行うことができるのか、本人の意思能力の低下等の状況もふまえ、今後の支援上の課題となっていくと思われる。

両事例の被後見人等とはともに高齢知的障がい者である。事例2は、同法人内のケアホームに入所しているため、入所施設の種別としては障害者自立支援法上のサービスであり、日中は介護保険上のケアプランに基づく高齢者ディサービスを利用している。これに対し、事例1は介護保険上の在宅高齢者として介護保険上のケアプランに基づき、ディサービスとデイケアを利用しているが、現時点では障害者自立支援法に基づくサービスの供給は行われていない状態で

ある。だが本来、高齡知的障がい者には通常の高齡者とは異なる特性があり、対応するサービスもその障がいの状況によって配慮できる内容であることが望ましい。したがって事例1についても、今後の状況によっては、何らかの障がい者分野のサービスの追加も検討されるため、調整を進めているところである。しかし、現在のサービスのあり方として、当該高齡知的障がい者が65歳以上である場合、優先順位は介護保険適用のサービスとなる。ここに新たな障がい者サービスを追加することは、行政上の取扱いになじまない面もあり、ともすれば、障がい者サービスの施設分野からの利益誘導の可能性もあると判断される傾向すらある<sup>16)</sup>。しかし、これまで当該ケースのような高齡知的障がい者の入所施設の検討等は施設と施設、もしくは施設と医療機関との間で行われていたと推定される。ここに社会福祉士が後見人という立場で関わり、面会を重ねる過程でその専門的能力を発揮し、障がい特性を含め、専門的見地から本人を理解すると同時に、後見人として被後見人の意思を導き出す（或いは推測する）ことで本人にとって真に必要なサービスを再検討する機会ができていくのではないかと推定される。事例2で示したような同法人内施設での移動に対しても、後見人受任者が社会福祉士であることもふまえて、最終的に家庭裁判所が認容の判断を下したのではないと思われる。

今後、社会福祉士後見人に求められる役割とは、その専門技術であるソーシャルワークを駆使しつつ、後見の原則である本人意思の尊重を身上監護として整合させていくことであろう。後見人として本人の意思の代弁と客観的視点を持ちながら、本人の生活の質に配慮し必要なサービスの導入を行っていくことは、難しい課題といえるが、一方では後見人を専門職が担うことの意義を示すものとして、重要な視点であるといえる。

## 6. 実務上の課題（後見人の視点を中心に）

成年後見制度の申立て件数の増加とともに、その内容も多様化しつつある今日、実践現場では業務遂行のための手続きの面において、新たな課題が多方面

から指摘されている。以下では被後見人等、とりわけ知的障がい者の地域移行、地域生活支援を推進する上で、後見人等が業務遂行にあたって直面する実務上の課題を3点に大別し、実態に言及することで今後の改善点や今後の制度改正の視点を明らかにしたい。

### (1) 取引制限（金融機関における同時取引の取扱い）

民法9条では「日用品の購入その他日常生活に関する行為」を後見人等が取り消すことのできる行為の例外として規定している。本人（とりわけ被保佐人、被補助人）にとって地域生活を送る上で、日常生活に関わる行為をできる限り自立して行うことは重要である。しかし現在、それら日常生活に関わる金銭を自己の銀行口座から引き落とす行為について、後見人等（保佐・補助人）を選任したがゆえに、被後見人等と金融機関の間での取引行為が不可能になり、被後見人が円滑な地域生活を送ることを阻害しかねない実情があることが報告されている<sup>17)</sup>。金融機関は通常、本人確認を通じて相手が成年被後見人であることを知り得る。しかし、被後見人等に対する取引は、後に成年後見人によって取消される恐れがあり、金融機関側から見れば当該取引が日常生活に関わる行為についてのものであるかどうか判断することが難しいため、「やむを得ない対応」としている<sup>18)</sup>。おそらく軽度の知的障がい者の多くが該当するであろうと保佐・補助類型について、金融機関によっては、保佐人等の同意の有無にかかわらず、本人（被保佐人等）による入出金取引を認めないという取扱いをしているという報告もされている<sup>19)</sup>。

創設にあたって成年後見制度を3類型とした目的は行為能力の制限を最小限にとどめ、本人の自己決定を優先させることにある。しかし、一部の金融機関側はこのような取扱いを行う理由として「取り消しうる取引は管理上のリスクが大きいこと」や、「被保佐人の状況判断が難しいこと」をあげている。つまり取引行為の安全面が重視され、本人にとって法律上は可能な行為が制限されるという状況に陥っているのである。日用品の購入、日常生活に関する行為は民法13条に規定する被保佐人の行為のうち保佐人の同意を必要とするものに

は該当せず、同法17条4項に規定する取り消しうる行為の対象にはならない。但し一方で民法13条1項では、「元本を領収し、又は利用すること」を被保佐人の同意を必要とする行為として規定している。入出金という行為自体が同1項に該当するとすれば、金融機関側が保佐人等による個別の取引行為を毎回、日常生活に関する行為に該当するか否かの判断することは困難である。しかし、現在の一部の金融機関の保佐人の同意の有無に関わらず、保佐人が選任された時点で被保佐人等の既存の口座を凍結し、保佐人等の同意の有無に関わらず被保佐人等による入出金を認めないという対応は明らかに過度に本人の行為を制限しており、成年後見制度設立の目的である本人の意思尊重、自己決定、さらには地域移行への支援という視点に立ち返れば、改善が図られるべきである。

保佐人等の権限行為以外については本来被保佐人等に認められている権利であり、被保佐人等の入居、在宅の如何を問わず、それが事実上行使できないという状態は長く放置するべきではない。

この課題を高齡知的障がい者という視点からみた場合、本人が直接銀行との間で取引をすること自体は加齢とともに減少していくと予想される。だが今後も受任件数が増加することを考えれば、後見人等と被後見人等がそれぞれ遠方に居住するケースも生じてくるため<sup>20)</sup>、現状下でやむを得ず日常的金銭について後見人等が管理しつつ本人（被後見人等）へ受け渡しているような取扱いも将来的には物理的に難しくなる事が予想される。実務の手段として後見人等による取引上限金額の設定や、被後見人等専用の口座を開設し、後見人等が管理することなどが提案されており<sup>21)</sup>、対応としては最も妥当であるといえよう。また上記のような対応が一部の金融機関のみならば、被後見人等が取引する専用口座を、本人取引を認めている他の金融機関に移すとことは、運用上可能である。しかし、そもそも意思能力が疑われるような後見類型の場合は後見人と金融機関は合意の上、後見人のみと取引をすることはあるため<sup>22)</sup>、日常生活に関わる金銭管理のために被後見人等専用の口座を作るという一律の対応は整合性の面からは問題が残る。

今後は国から金融機関に対して取扱いに対する実用的な基準となるガイドラ

インの設置と周知を行うことが望まれる。

## (2) 日常生活自立支援事業の契約代理

成年後見制度と日常生活自立支援事業の関係は一般的に「地域福祉権利擁護事業（旧名称）は事業の実施主体が本人と契約を締結することにより援助を開始しており、本人に契約締結に必要な判断能力がない場合には、成年後見制度より選任された成年後見人等との間で契約をすることになる<sup>23)</sup>。」といわれている。しかし、実際に成年後見人等が本人の代理として日常生活自立支援事業を締結し、本人日常的金銭管理のために活用するにあたっては様々な障壁があることが実践現場から報告されている。本人（被後見人等）と後見人等の同時取引を禁じている金融機関があることは先にのべたとおりであるが、後見人等が被後見人のために日常生活自立支援事業を利用する際も、すでに成年後見人が存在することを理由に、日常生活に関わる金銭管理について社会福祉協議会の生活支援員が金銭取引を行うことを認めないという対応をしている金融機関が存在する<sup>24)</sup>。これは取引相手（被後見人等）に後見人等が受任していながら、後見人等とは別に社会福祉協議会の生活支援員が日常的金銭管理を行うことに対する不信感があるものと解される。前述の通り本来、日常生活自立支援事業については契約締結能力のないと判断された場合、本人を代理する後見人による日常生活自立支援事業の契約に基づいて生活支援員（場合によっては専門員）が代行として金銭管理を行う<sup>25)</sup>。したがって日常的金銭管理については、あくまで被後見人の代理である後見人等と実施主体である社会福祉協議会との間の契約により利用が可能となるが、日常生活自立支援事業において「契約締結能力がない場合は日常生活自立支援事業ではなく成年後見制度へ移行する」という原則とが混乱を招き、さらに後見人等→判断能力の低下した人々→取引上のリスクという考えから、成年後見制度による代理と日常生活自立支援事業による代りの併用について、一部の金融機関側の理解が進まない要因となっているのではないかと推測する。このような金融機関側は後見人等が就任している限り代理・代行を行うのは後見人等のみと想定している。しかし先に述べたとお

り、本来日常生活の関する行為は後見人による取消しができない<sup>26)</sup>。したがってこの部分までを後見人に担わせるのは、その職務権限を越えた行為として結果に対し損害賠償のリスクを負わせることにもつながってくるため、成年後見人等の立場とともに、高齢者または施設を退所後、地域で生活する障がい者等被後見人等の視点を考慮すれば、自律生活を続けるためにはできるだけ多くの地域にある社会資源を利用することで日常生活をおくることが望ましく、上記のような取扱いに対しては早期の改善が求められる。

### (3) 死後事務の問題と後見人の義務範囲

後見人に選任された際、最初の業務の1つは本人の財産目録作成のための財産調査である。しかし現在、実務現場ではこの財産調査の範囲について明確な基準がなく後見人にとって非常に悩ましい問題となっている<sup>27)</sup>。とりわけ後見類型の場合、負債等を含め精度の高い調査が要求されるが、本人が居宅で在宅生活を送っていた場合等は、後になって多額の現金や、自筆の遺言書が発見されることもある<sup>28)</sup>。しかし就任直後に本人の意向を無視して自宅を調査することはできないため、結果的には本人との信頼関係を築きながら時間をかけて調査をするより方法がない。なお保佐、補助類型においては代理権が付与された場合には、その範囲において財産管理権を有するに過ぎないため、財産調査・目録作成の規定は準用されない。しかし実際は保佐、補助類型においても限定的な権限付与の場合、または代理権が授与されていないケースでも実務上財産調査をしなければならない現状もある。その理由の1つとして「死後の事務面に関わる問題」がある。

成年後見は本人の死亡をもって終了する。その場合、通常成年後見人は、①管理の計算、②後見終了の登記申請、③財産の引渡し、④家庭裁判所への報告等の義務を負うが、このうち③の財産の引渡しを行う際に相続人との間で円滑に手続きが進まない場合が生じる。たとえば上記のように被後見人等が独居で在宅生活が長く居所の変更も多い場合、財産調査の範囲は難しくなる。またこのようなケースでは相続人が協力的ではないこともある。本来、民法 882 条に

より本人（被後見人等）の死亡と同時に相続が開始し、同法 896 条により相続人は被相続人の財産に属した一切の権利義務を継承する。なおこれに先立ち同 939 条により、相続放棄をした者は相続人とならず、相続人は本人（被後見人等）の死亡を知った日から 3 カ月以内に相続放棄するか否かを決定しなければならない。（同 915 条）一方で成年後見人には本人が死亡した場合は速やかに相続人に死亡を通知し、死後の事務についての確認を行う義務があり、残余財産の引渡し時に十分な資産調査がなされていない状況で相続人に引き継ぐことには抵抗感がある。したがって後見人等に就任時の財産調査で、被後見人の死後の事務までを想定すれば、本人の負債と資産の把握のためにどこまでを調査範囲とするのかという問題が生じてくる。上述の本人の自宅まで調査するかどうかという問題は後見類型では妥当とされても保佐、補助の場合はその代理権の範囲の面からも疑問が残る。しかし居宅生活をおくってきたこの類型に該当するケースの方がより表面化しにくい負債（悪質商法やヤミ金といわれるもの）負っている可能性は高く、また、こういった悪質な業者の中には相続が確定する 3 カ月を見計らって、相続人に請求するという手口を使うところさえある。このような場合は、仮に本人の契約が成年後見制度の利用前であった場合でも本人の療育手帳の所持等を理由に無効や取消しといった対処は可能であろう。しかし、後見人等が就任中にその職務を十分に果たしていなかったという理由で後日相続人から賠償請求をされる可能性まで考慮すれば、上記の問題は後見人にとって大きなリスクとなる。

このような問題に対しては 1. 後見人業務に関わる保険活用の道はどこまで有効か 2. 家裁の監督義務をどのような判断するか、という見解も一定の解決根拠とはなる可能性はあるが、後見人側の事後的な救済手段については、あくまで現時点では未明であるといわざるをえない。

次に死語事務に関わる問題として親族がいない場合、あるいは対立関係にある場合、遠方に在住の場合など様々な理由により本来は職務範囲ではない遺体の引き取りや葬儀費用の捻出や主催を後見人が担っているという現状も存在する。このような事実行為については民法 874 条が準用する 654 条による応急処分



義務や民法 697 条による事務管理の法理をもって対応している。しかし、原則として事務管理については報酬請求権が認められていない。本人の死亡と同時に報酬付与申立てを行うことは可能であるが事前に事務報酬や未精算の事務費を見込んで確保することは適切でない。したがって後日相続人へ請求するしかないが、回収できるという保障はない。このような事由により、現時点では運用手段として、後見人等があらかじめ必要な金額を預かり金とし、成年被後見人等から預かったことを明示できる形の預金口座で管理しておくこと以外妥当な方法はない。しかし、これはあくまで現行制度下での暫定的な運用手段でしかなく、本人の死亡により相続人の手によって凍結されるリスクがあることも事実である<sup>29)</sup>。また、後見人には原則として本人の生前に許可なく戸籍等の調査をする権限は与えられていない。手段として、事前に医療同意に対する搜索という目的で戸籍に関する調査を行っている現状はあるが<sup>30)</sup>、このような運用は相続人の調査という本来目的とは異なる。もっとも、現行制度下で後見人に医療同意に対する権限が存在しない以上、いつどのような形で発生するか予測困難な医療同意に備える必要性はあろう。しかし、金融機関によっては相続人による口座の凍結を求めることもあるため、相続人を探すまでに時間がかかるケース等では、結果としてその間の凍結がなされないということが生じ、後見人にとっては心理的負担になる。したがって、後見人が就任当初から相続人の搜索を目的とした戸籍調査が円滑に行えるようなシステムを後見人制度の中に組み込めるよう整備しておく蓋然性は高いと思われる。

死後事務に関わる問題については後見人の法的な責任の範囲と現場の実態がかけはなれている場面が多く、そこで生じる問題への対処としては成年後見人の応急処分義務の他、緊急避難や事務管理等民法上の注意義務まで広く用いて対応している場面があるが、制度として相続人のみでなく、新たに成年後見人等の権限を設ける必要があるといえるであろう。

## 7. おわりに

知的障がい者にとって、その生活を支えている家族を失うこと、或いはその家族に何らかの変化が生じることは、大きな打撃となる。知的障がい者とその家族にとって現在最も大きな課題は「親なき後の問題」であるといわれる。このような場合その自律生活を支えるために成年後見制度を利用することで一定の効果があることは検証できる。しかし利用に際し、注意すべきこととして次の点を指摘しておきたい。それは、保護者の死亡あるいは入院等をきっかけに、事後的な対処として本人に対して後見等の申立てを行うのではなく、保護者の生存中から後見人等との接触の機会をもつことの方が、よりスムーズな支援移行につながるということである<sup>31)</sup>。したがって保護者等である親が健康な状態であったとしても、早い段階で後見人等が選任されることの意義は大きい。その際、保護者の自身に対する不安面まで考慮するならば、保護者が専門職後見人との間に本人とは別に自己の加齢による判断能力の低下時や死後について死後委任事務契約を含む任意後見契約を結ぶことで広範な代理権を託しておくことも有効な手段であると考えられる<sup>32)</sup>。現在、親族後見は全体の7～8割を占めているが申立ての動機が必ずしも本人のニーズの実現を目的としたものではないため、その意思を尊重した財産管理及び身上監護が行われていないという例も報告されている<sup>33)</sup>。また親族後見の場合は、どうしても他人の財産を管理するという意識が希薄になりがちであり、事実本人のために家族として支出しているものもあるため、混乱が生じやすく、家族としての立場と後見人としての立場をいかに分別させるかという課題が常に存在する。そもそも成年後見人の職務を適正に遂行するにあたっては、障がいに関する理解や福祉制度の知識の他にも後見業務及びその他の法律知識を備えた者が受任する方がより望ましく、この点から鑑みれば、親族後見には一定の限界がある。したがって後見人就任開始時に親族後見のみでなく、法人後見又は各専門職との複数後見で受任することや、親族を後見人とし、後見監督人を専門職が担うという分業は、専門職による監視的な機能だけではなく、親族が専門職から助言を仰ぎながら後

見人としての活動を行い、将来専門職後見に移行する際の不安を少なくすることができるため、有効的な手段であると思われる。但し、制度利用にあたって成年後見制度利用支援事業等、公的な経費補助の対象となるような世帯の場合は、報酬面の問題もあるため、一般的に後見人より報酬が低額である後見監督人の活用<sup>34)</sup>が望ましい。後見監督人による業務分掌や監視機能を行使することによって親族による権限の行使の乱用や、親族後見人等が事実上不在状態になるなど被後見人等に生じるリスクに対し、一定の支援体制が担保されることになるといえよう。もっとも後見監督人については、地域によっては適任者を探すのが困難な状況もある。したがって今後は、複数後見も含め公的な後見システム<sup>35)</sup>を確立することが重要になってくる。受け皿となる人材養成については地域の独自性を考慮しながらも大幅な地域格差のないよう、政策的な取り組みとして展開がされる必要がある。

成年後見制度が開始して10年が経過した現在、後見人等による支援は、知的障がい者の地域移行に重要な役割を担いつつある。知的障がい者への支援はそのライフステージに応じて自己選択、自己決定を行う場面が生じるため、後見の期間は長期にわたる。受任者が支援の場面において安心して本人（被後見人）の意思尊重を第一とした円滑な業務の遂行ができるよう、後見人側にも視点を置いて制度の見直しを図る必要があるといえよう。

#### <注>

- 1) 厚生労働省平成18年社会福祉施設等調査 9 障害者（児）関係施設の退所者の状況より

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/06/kekka1-9.html>

- 2) 民法第860条
- 3) 『復刻版 愛護』第一巻、不二出版、2006、p245
- 4) 滝本豪徳「知的障害者高齢化問題の新たな展開（Ⅰ）」美作女子大学・美作女子大学短期大学部紀要 Vol.45、2000年、p10

- 5) 菅野敦、池田由紀江編著『ダウン症者の豊かな生活 - 成人期の理解と支援のために』福村出版、1988年
- 6) 高齢障害者問題研究 障害者施設における中高齢者の処遇に関する研究報告」企画・編集 日本社会事業大学社会事業研究所高齢障害者問題研究会、発行 全国社会福祉協議会
- 7) 岩田香織「知的障害者に対する成年後見制度の運用について」静岡県立大学短期大学部研究紀要第18-W号、2004年、p2
- 8) 中野敏子『社会福祉学は「知的障害者」に向き合えたか』高菅出版、2009年、p245
- 9) 前掲注7)、p2
- 10) 「要保護者向け長期生活支援資金（リバースモーゲージ）の活用について」平成21年3月3日 厚生労働省社会・援護局局長会議資料、なお同年10月より長期生活支援資金から不動産担保型生活に名称変更されている。
- 11) 本人と後見人の意見の対立を二項対立的な問題として論じるのではなく、成年後見制度における恒常的問題として位置づけるべきであると述べているものとして参照、上山泰・菅富美枝「成年後見制度のグランドデザイン - イギリス・ドイツとの比較をふまえて -」『実践成年後見 No.34』、民事法研究会、2010年、p60 実務の場面でも本人の意思と後見人の判断が衝突する場面は日常的に存在するといっても過言ではない。
- 12) 厚生労働省社会援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について2009年3月31日
- 13) 窪田俊哉・高木粧知子「自治体における成年後見制度の利用に向けた取組みと費用助成システムの拡充に向けて」『実践成年後見 No.33』、民事法研究会2010年、p102
- 14) 報酬費の決定は家庭裁判所が行うが、その額の基準は非公表で統一性がないことため基礎自治体が報酬助成をする際に予算を組みづらくしていると指摘しているものとして参照、「市町村における成年後見制度の利用と支援基盤整備のための調査研究会」平成21年度報告書成年後見法学会、2010年3月

- 15) わが国の実務上、後見人による法定代理権等の権限行使はもっぱら「後見人の視点から客観的にみて本人のためになる意思決定」を実行するという姿勢に依拠してきたという問題と後見人の決定が真に客観的な判断であることが制度的に担保されていないため、結果として後見人の主観的価値観にもとづく決定となる恐れがある問題を指摘したものとして前掲 11) 上山 pp58-59
- 16) A 社会福祉士事務所（筆者ヒアリング、2010年8月）
- 17) 日本弁護士連合会「成年後見制度に関する取扱いについてのアンケート集計結果、分析と考察」2009年、p19 被保佐人が選任された場合、被保佐人が保佐人等の同意のもとに行う貯金取引について取消の対象とならないにもかかわらず、21の金融機関が被保佐人等による入出金を認めていないと回答している。
- 18) 佐藤勇「銀行における成年後見人等への対応」前掲 11)、p2
- 19) 高江俊名「成年後見人等に対する金融機関の対応の問題点と課題」前掲 11)、p30
- 20) この他近隣に在住している場合でも後見人の長期出張等の場合対応に苦労する面も実践現場より報告されている。また公正証書については平成元年にデータベース化されているが、それ以前のものについては所在を調査する確実な手段がなく、対処に苦慮している現実がある。B 社会福祉士事務所（筆者ヒアリング、2010年6月）
- 21) 大垣尚司「金融取引における金融機関の相手方確認義務」前掲 11)、pp9-10
- 22) 同上
- 23) 小林昭彦・大鷹一郎・大門匠「新版新しい成年後見制度」商事法務、2008年、p24
- 24) B 社会福祉士事務所（筆者ヒアリング、2010年6月）
- 25) 但し実態として事業の実施主体である社会福祉協議会に代理人届の提出を求める金融機関は存在する。
- 26) 一方で悪質商法事案の一部は本人が結ぶ売買契約による日用品に該当することが多く「日常生活に関する行為」に取消権が排除されていることを危惧

- する意見として参照, 前掲注 11) 上山 p69
- 27) 社団法人成年後見リーガルサポート『成年後見教室 実務実践編』日本加除式出版、2009年、p23 他に定額貯金の満期通知、株式投資信託などの運用状況や生命保険の契約確認書等が郵送される場合に原則的に成年後見人には開封の権限がないため、この点に対する制度改正を求めている。
- 28) 前掲 27) p23 及び前掲 20)
- 29) 廣瀬充弘「後見実務における財産管理の実務と課題 - 金融機関への対応を中心に -」前掲 11)、p39 によれば相続人たる親族の中には、本人の葬儀の意思だけでなく遺骨の引き取りも拒否した上で後見人が本人の死後事務のための預かり金として残しておいた口座を凍結し解約してしまうケースすら存在する。
- 30) 前掲注 20)
- 31) 山崎豊子「知的障害者の親なき後の支援を考える」『実践成年後見 N0.14』、民事法研究会、2005年、p78
- 32) 他に親自身の判断能力の低下に備えて早期に成年後見制度の利用や日常生活自立支援事業について把握しておくこととの重要性ともに、障がいのある子どもに対して一般的不用額以上の金銭を残したい場合は、法定後見では困難があるため、任意後見や特定贈与信託の利用を考慮すべきであると指摘したものと参照『成年後見教室 課題検討編』社団法人成年後見センター・リーガルサポート編著、日本加除式出版 2009年、p109
- 33) 沢口秀則「親族後見監督人の実務」『実践成年後見 No.30』民事法研究会、2009年、p39
- 34) 民法 849 条 2 項により家庭裁判所は必要があると認めるときは、申立てまたは職権で成年後見監督人を選任することができる。「必要があると認めるとき」とは財産規模が大きい、親族後見人と本人がともに相続人である等、親族後見のみでは後見事務に支障がでることが予想されるような場合である。参照、名古屋家庭裁判所後見センター「家庭裁判所における後見監督の運用の実情と課題」前掲 33)、p6
- 35) 公的後見については、日本成年後見法学会第 7 回第 4 分科会「公的後見シ

システムの確立に向けて」において議論された。知的障がい者の親族後見に対して助言と指導または介入を行う際、専門職は後見人の役割なのか、あるいは後見監督人としての役割なのか、立場を明確にする必要がある。目的に応じて動ける後見支援システムをめざすには今後さらなる議論を重ねるべきであろう。

